

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 / 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

大西工業株式会社

京都市上京区中長者町通
新町西入仲之町284の1

代表取締役 大西泰三

075-821-3123

075-822-2878



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 / 日

届出者

氏名又は名称 大西工業株式会社
住 所 京都市上京区中長者町通
代表者氏名 新町西入仲之町284の1

代表取締役 大西泰三



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アイニシコウギョウ カブシキカイシャ 大西工業株式会社		
住 所	京都市上京区中長者町通 新町西入仲之町284の1		
フリガナ 代表者の氏名	アイニシ タイソウ 代表取締役 大西泰三		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) 役員の名	監査役 西沢 一晃	監査役 小原 安夫	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 / 日

申請者

氏名又は名称 大西工業株式会社
住 所 京都市上京区中長者町通
新町西入仲之町284の1
代表者氏名 代表取締役 大西泰三



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284番地の1
大西工業株式会社

	取締役 大西 巳 智 子	平成29年11月30日重任 平成29年12月 4日登記
	取締役 大西 巳 智 子	令和 1年11月30日重任 令和 1年12月 9日登記
	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284番地の1 代表取締役 大西 泰 三	平成29年11月30日重任 平成29年12月 4日登記
	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284番地の1 代表取締役 大西 泰 三	令和 1年11月30日重任 令和 1年12月 9日登記
	監査役 小原 安 夫	平成28年11月30日重任 平成28年12月13日登記
	監査役 小原 安 夫	令和 2年12月12日重任 令和 2年12月16日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成13年 9月27日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年 8月27日

京都地方法務局
登記官

吉 川 利 彦

